

一般廃棄物（収集運搬業・処分業）許可証

住 所 札幌市清田区清田1条1丁目7番23号

氏 名 株式会社もっかいトラスト 様

令和8年9月7日 に申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第11条及び第12条の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物、家庭系一般廃棄物
営業所の所在及び名称		名寄市字徳田278番地7 株式会社もっかいトラスト 名寄営業所 (Tel. 01654-2-4347)
有効期間		令和8年9月10日 から 令和10年9月9日 まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		名寄市内一円
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	名寄地区広域最終処分場、炭化センター、名寄市リサイクルセンター、名寄市風連一般廃棄物最終処分場、岩守産業株式会社、橋場建設株式会社、株式会社もっかいトラスト名寄営業所
	その他	名寄市風連一般廃棄物最終処分場は、家庭系一般廃棄物のみ搬入可能。 関係法令を遵守すること。 (積替保管あり（資源ごみに限る）)
変更に係る許可の表示	許可番号	第 号
	許可年月日	令和 年 月 日

令和8年9月9日

名寄市長 加藤 剛 士

